

○ 電気通信事業法第三十三条第一項及び電気通信事業法施行規則第二十三条の二第一項の規定に基づき電気通信設備を指定する件

(平成十三年四月六日総務省告示第二百四十三号)

(一部改正)

平成十三年十一月二十九日総務省告示第七百一十二号

平成十三年十一月三十日総務省告示第七百二十三号

平成十六年三月二十五日総務省告示第二百三十五号

平成十七年二月十日総務省告示第七百八十三号

平成十七年四月二十六日総務省告示第四百九十一号

平成二十年七月七日総務省告示第三百六十七号

平成二十一年二月三日総務省告示第四十八号

平成二十二年一月八日総務省告示第三号

電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)第三十三条の二第一項及び電気通信事業法施行規則(昭和六十年郵政省令第二十五号。以下「施行規則」という。)第二十三条の二第一項の規定に基づき、他の電気通信事業者の電気通信設備との接続が利用者の利便の向上及び電気通信の総合的かつ合理的な発達に欠くことのできない電気通信設備を次のように指定する。

次に掲げる電気通信設備であつて、別表の上欄に掲げる単位指定区域において、同表の下欄に掲げる電気通信事業者が設置するもの

一 固定端末系伝送路設備(加入者側終端装置、第一種指定市内交換局に設置される主配線盤、加入者系半固定パス伝送装置、光信

号用の屋内配線設備(主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限る。)及び加入者線終端装置を含む。) 二 施行規則第二十三条の二第四項第一号の交換等設備(次に掲げるものについては、それぞれに掲げる条件に該当するものに限る。)

イ ルータ 他の電気通信事業者の電気通信設備への振り分け機能を有すること又は当該機能を有するルータと相互に対向すること

ロ デジタル加入者回線アクセス多重化装置(国際電気通信連合電気通信標準化部門勧告 G.992.1 Annex C又は G.992.2 Annex C)に準拠する伝送方式によるものに限る。)又はデジタル加入者回線信号分離装置 接続を請求する電気通信事業者が同種の設備を設置することができない場所に設置されていること

三 施行規則第二十三条の二第四項第二号の伝送路設備
信号用伝送路設備及び信号用中継交換機

四 SIPサーバ

五 電気通信番号の案内に用いられる番号案内データベース、サービス制御局及びサービス制御統括局

六 PH Sの役務を提供する電気通信事業者との接続に用いるPH S加入者モジュール並びに端末の認証等を行うために用いられるサービス制御局及びサービス制御統括局

七 公衆電話機及びこれに付随する設備

八 電気通信番号の案内又は手動による通信に用いられる交換機(第二項に掲げるものを除く。)、案内台装置及び伝送路設備(第一項又は第三項に掲げるものを除く。)

九 他の電気通信事業者の電気通信設備と前各項に掲げる電気通信設備との間に設置される伝送路設備(第一項、第三項、第四項又

は前項に掲げるものを除く。)

附 則

電気通信事業法第三十八条の二第一項の電気通信設備を指定する件（平成九年郵政省告示第六百七十四号）は、廃止する。

附 則（平成十三年総務省告示第七百二十一号）

この告示は、電気通信事業法等の一部を改正する法律（平成十三年法律第六十二号）の施行の日（平成十三年十一月三十日）から施行する。

別表

単位指定区域	電気通信事業者
北海道	東日本電信電話株式会社
青森県	東日本電信電話株式会社
岩手県	東日本電信電話株式会社
宮城県	東日本電信電話株式会社
秋田県	東日本電信電話株式会社
山形県	東日本電信電話株式会社
福島県	東日本電信電話株式会社
茨城県	東日本電信電話株式会社
栃木県	東日本電信電話株式会社
群馬県	東日本電信電話株式会社
埼玉県	東日本電信電話株式会社
千葉県	東日本電信電話株式会社
東京都	東日本電信電話株式会社

神奈川県の区域に静岡県熱海市泉の一部及び裾野市茶畑の一部の区域を併せた区域	東日本電信電話株式会社
新潟県	東日本電信電話株式会社
富山県の区域のうち中新川郡立山町芦峯寺ブナ坂外の一部の区域を除く区域	西日本電信電話株式会社
石川県	西日本電信電話株式会社
福井県	西日本電信電話株式会社
山梨県	東日本電信電話株式会社
長野県の区域のうち木曾郡南木曾町（吾妻の一部及び田立に限る。）の区域を除く区域に富山県中新川郡立山町芦峯寺ブナ坂外の一部の区域	東日本電信電話株式会社
岐阜県の区域に長野県木曾郡南木曾町（吾妻の一部及び田立に限る。）の区域を併せた区域	西日本電信電話株式会社
静岡県の区域のうち熱海市泉の一部及び裾野市茶畑の一部の区域を除く区域	西日本電信電話株式会社
愛知県	西日本電信電話株式会社
三重県	西日本電信電話株式会社
滋賀県	西日本電信電話株式会社
京都府	西日本電信電話株式会社
大阪府	西日本電信電話株式会社
兵庫県	西日本電信電話株式会社

奈良県	西日本電信電話株式会社
和歌山県	西日本電信電話株式会社
鳥取県	西日本電信電話株式会社
島根県	西日本電信電話株式会社
岡山県	西日本電信電話株式会社
広島県	西日本電信電話株式会社
山口県	西日本電信電話株式会社
徳島県	西日本電信電話株式会社
香川県	西日本電信電話株式会社
愛媛県	西日本電信電話株式会社
高知県	西日本電信電話株式会社
福岡県	西日本電信電話株式会社
佐賀県	西日本電信電話株式会社
長崎県	西日本電信電話株式会社
熊本県	西日本電信電話株式会社
大分県	西日本電信電話株式会社
宮崎県	西日本電信電話株式会社
鹿児島県	西日本電信電話株式会社
沖縄県	西日本電信電話株式会社
